

平成18年（2006年）6月議会

1. 障害者自立支援法
  - (1) 施行によって変更された点は
  - (2) 廃止される「短期入所事業」の対策は
2. 小山ブランドインターネットショッピングモール
3. あげぼの公園 改修の計画は
  - (1) 駐車場の確保
  - (2) 野球場
  - (3) 植栽の伐採
4. 土木行政  
城北地区 調整池の利用
5. 遊園地の跡地利用
  - (1) 計画について事業者より市に申し入れは
  - (2) 計画に伴い事業者に対し市からの要望は
  - (3) 出店による影響と対策

### 1. 障害者自立支援法

ことし4月より施行されました障害者自立支援法についてお伺いいたします。障害者自立支援法は障害者の地域生活と就労を進め、自立する観点から障害者基本法の理念にのっとり障害種別ごとの異なる法律に基づき、障害児、身体障害者、知的障害者の三つの種類に分けられ、障害の種類や年齢により受けられる福祉サービスの内容などが決められていました。しかし、障害者自立支援法の施行により精神障害者を含めたどの障害の人も共通の制度のもとで一元的に提供する福祉サービス、公費医療費負担等について地域においてサービスを受けられるようになるのとありますが、具体的にどのように制度が変わったのか、お伺いいたします。

また、障害児の施設サービスは10月より措置制度から契約制度に変わることで廃止される短期入所事業の対策は小山市としてどうするのか、お伺いいたします。

答弁

◎大久保市長            障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から障害者基本

法の基本的理念にのっとり、ことし4月に障害者自立支援法が施行されました。主な変更点ですが、これまで身体、知的、精神といった障害の種別ごとに異なる法律でサービスが提供されていましたが、新制度により障害種別にかかわらず共通の制度のもとで一元的にサービスを提供する仕組みが創設されました。

次に、利用者負担についてですが、サービス費用をみんなで支え合うという建前から、原則として費用の1割を負担し、食事は実費負担となりましたが、所得に応じて上限額が決められており、負担が重くなり過ぎないように制度となっております。サービスの支給決定に当たっては、透明化、公平化を図る観点から認定調査員が本人及び保護者などと面接して障害者の心身の状態等を調査し、その調査項目をコンピューターに入力して1次判定を行い、介護給付につきましては1次判定結果、医師の意見書等を踏まえまして市町村審査会が2次判定を行い、障害程度区分が決定され、受けられるサービスの内容と支給量が決められます。

また、障害者自立支援法では障害者がもっと働ける社会を目指し、一般就労へ移行することを目的とした就労支援サービスを強化するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう、福祉側から支援することになりました。なお、4月29日にオープンいたしました道の駅思川の物産館の一角にも授産施設のパンなどを販売するコーナーを設けて、支援させていただいておりますが、利用者の皆様にも大変好評をいただいております。

さらに、ことし10月からは市町村が利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施する地域生活支援事業が開始されます。この地域生活支援事業には相談支援事業、手話通訳派遣などのコミュニケーション支援、日常生活用具の給付、移動支援事業、地域活動支援センターなどがありますが、現在既に実施している日常生活用具の給付、手話通訳派遣事業などは継続し、その他の事業につきましては10月開始に向けて整備していく所存であります。更生医療、精神、通院医療などの公費負担医療につきましても別々の法律で実施されておりましたが、ことし4月より一本化され、自立支援医療となったところであります。

次に、2の廃止される短期入所事業の対処は、についてお答えいたします。従来の支援費制度の中では障害児及び知的障害者の方が宿泊を伴わず、日中の短時間を施設で預かる短期入所の利用ができましたが、障害者自立支援法ではこの制度は廃止され、10月からの利用ができなくなりました。小山市では現在この制度を障害児の81名の方が利用しておりますので、市といたしましても支援費では認められなかった就労の支援を含めて養護学校など下校後に活動する場を確保し、障害児を日常的にケアしている家族の一時的な休息も目的といたしました障害児タイムケア事業を10月から実施するための準備を進めております。事業の内容といたしましては、障害のある小中高生の預かりと社会に適應する日常的な訓練を行い、また必要に応じて養護学校からタイムケア事業実施施設及び施設から家までの送迎を含めまして、支援費制度の短期入所やデイサービスの実績のある事業所に委託をして実施する予定であります。

また、同様に大人の知的障害者でこの制度を利用している方が 32 名おられますが、10 月から身体障害者、知的障害者のデイサービスが制度としてなくなり、重度の障害者につきましては生活介護に移行しますが、その利用のできない方への対応とあわせて地域活動支援センターを開設してまいります。今後も制度の変更により、サービスが低下をしないよう障害者の皆様に配慮して整備してまいりたいと考えておりますので、議員のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。以上です。

## 再質問

障害者自立支援法の短期入所事業から移行される障害児タイムケア事業と生活介護について、具体的な説明をしていただきたいと思えます。それと現在短期入所事業によって利用している小山市以外、例えば下野市や野木町にある施設については 10 月からの新制度への移行によって利用が不可能になってしまうのではないかと、利用されている方々が心配されておりますが、費用等はいずれにせよ、現状のまま利用できるのかをお伺いいたします。

## 答弁

◎五月女保健福祉部長 最初に、障害児のタイムケア事業でございますが、障害児の日中預かりの制度として短期入所事業のかわりに行う事業でございます。養護学校から帰宅後就労等で自宅で子供を見ることができない家庭の障害児を施設で預かる制度でございます。施設が学校に迎えに行きまして、一定時間お預かりをしまして、日常的な訓練などを行い、必要に応じて家まで送るという内容でございます。委託先については市内を考えているところでございますが、市外であっても短期入所の実績のある事業所については今後検討していきたいと思っております。

次に、生活介護でございますけれども、身体、知的障害児のデイサービス及び知的障害者の日中預かりの短期入所の制度が 10 月からなくなります。この制度にかわりまして、新しく生活介護の制度が始まります。今までのデイサービスの施設を利用して入浴、排せつ、食事の介護や創作活動などを行い、重度の障害者の日中の過ごす場を提供します。現在利用している方のほとんどは、この制度の該当者でございます。また、この制度は市外の施設の利用も引き続きできるということでございます。法の改正によりましてサービスが低下しないよう、事業を進めてまいりたいと考えておりますので、議員のご理解とご協力をお願い申し上げます。以上でございます。

## 2. あげぼの公園 改修の計画は

あげぼの公園についてお伺いいたします。まず、駐車場の確保についてお伺いいたします。昭和 48 年に完成したあげぼの公園ですが、駐車場については管理棟西側にある 40

台収容できる舗装の駐車場と、現在管理棟東側に隣接する部分に暫定的に駐車しております。また、土曜日、日曜日については路上駐車が多く見受けられます。対応策があるのか、お伺いいたします。

さらに、テニスコートがオムニ化され、非常に利用者に好評を得て利用者の拡大につながっていると伺っております。ただ、野球場に関してはバックネットの改修のみで施設の老朽化が進んでおります。特にナイター照明設備について伺いいたしますが、利用者の拡大に向けてナイター照明設備の改修の計画があるのか、お伺いいたします。それとあけぼの公園、できてから 33 年が経過し、植栽が非常に大きくなりました。野球場を囲む桜は 4 月にはとてもきれいで、利用者の目を楽しませてくれます。しかし、産業道路からあけぼの公園を見ますと、まるで山林のように見え、もちろん公園の内部については全く見えません。さらにそこが公園であるのかさえも、よくわからない状況でございます。これは防犯上の観点からすると、非常に危険と言えます。現にあけぼの公園の遊具がある管理棟の南側は、舗装の駐車場に隣接しているにもかかわらず見えない状況で、子供を遊ばせに来たお母さん方からは非常に怖い場所とのお話がありました。利用者の安全確保に努めていくためにも植栽の伐採、また枝の剪定をする考えはあるか、お伺いいたします。

**答弁**

◎ **松本都市整備部長**

あけぼの公園は市の中心部より東部約 3 キロメートルに位置し、国道 50 号から南に約 500 メートル入った小山工業団地の中にあり、面積約 5 ヘクタールの地区公園で、昭和 48 年から昭和 53 年にかけて整備されました。議員ご質問の駐車場につきましては、現在 40 台分の駐車が可能であります。特に土曜、日曜等の学童野球等の大会時には臨時的に野球場北側の公園敷地の一部を約 50 台の暫定駐車場として使用しております。公園内に新たに駐車場を設置することは各施設の配置上、難しい状況にあることから、現状でのご利用についてご理解をいただきたいと考えております。

次に、野球場につきましてはその照明設備が設置後約 30 年を経過し、老朽化しており、利用者から暗いなどの苦情もあったことから、5 月からのナイター開始に向けて照明のガラス面の清掃を 4 月に実施し、若干明るくなったところですが、今後照明器具の更新を計画的に実施することを検討してまいりたいと考えておりますが、現在使用されているランプと安定器につきましては年数の経過により今では製造されておらず、在庫の確保も困難なこと、変圧器も老朽化しております。あけぼの公園につきましては、平成 16 年度から 3 カ年をかけてテニスコートの砂入り人工芝化工事を進めてまいりましたが、平成 18 年度にテニスコートの工事は完了しますことから、来年度より野球場の照明設備について新しい器具に更新することを検討してまいります。

植栽の伐採については、開園後約 30 年を経過し、樹木は風格を有して潤いを提供している一面もありますが、昼なお薄暗いというのは防犯上の問題ともなります。このようなことから、特に子供の遊具のあります付近について枝が重なり合うところを少し間引き

して明るくなるように検討し、目線の高さ以下の枝についてできるだけ剪定をしましてまいります。公園の子供の安全を守る取り組みの一つとしましては、現在公園の死角チェックとパトロールの強化を行っておりますが、今後とも引き続き取り組んでまいりますので、議員におかれましてはよろしくご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

#### 再質問

植栽の伐採と枝の剪定ですが、本当に既に危険な状態なのです。とても子供を連れて遊びに行ける場所ではないのです。産業道路から全く見えませんし、まず目線の高さ、あそこを歩いてみるとよくわかるのですが、木しかない。中は何も無いというような感じに見えます。本当に枝の剪定を検討するというお話でしたが、もし剪定していただいて、それでも不必要な植栽、当然出てくると思うのです。あれだけ大きくなって数もふえていますし、これは例えば植栽のない公園、植栽が欲しいと要望している公園もあると思うのですが、そこに植えかえをしていただくことは可能ですか。この点についてお願いいたします。

#### 答弁

##### ◎松本都市整備部長

あけぼの公園の樹木のうち、不必要な樹木をほかの公園に移植するという事はできないかというご質問でありましたが、技術的には可能かと思われませんが、予算的な問題等ございまして、また受け入れ地の問題等ございまして、議員のご指摘を踏まえまして十分調査検討をしましてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

#### 4. 土木行政

城北地区の調整池の利用についてお伺いいたします。5月20日に雷を伴う1時間で50ミリを超える雨が降りました。あの日は通常では想定されない雨量で、各所床下浸水や車の冠水などがありました。通常の雷雨等でも道路冠水が起こる城北地区の雨水排水についてお伺いいたします。城北区画整理地内、城北小学校の北側にある調整池ですが、排水できない状況になると周辺の道路より調整池の水位が上昇してしまい、道路冠水がたびたび起こります。もちろん継続事業である城北地区排水対策事業により冠水箇所も減り、城北地区全体では大変よくなりましたが、残念ながら排水対策事業で行った工事箇所でも効果が薄いところがあるように思えます。そこで調整池の容積の拡大ができないか、お伺いいたします。

#### 答弁

##### ◎篠崎建設水道部長

城北地区の調整池につきましては、城北土地区画整理事業により平成6年に区画整理地内の雨水排水のため、城北小学校の南側に接したところに設置したものでございます。こ

の調整池は総面積が1万3,149平方メートルで深さが約1.9メートル、調整容量が1万9,400立方メートルでございます。調整池内は深さが3段に分かれており、深い部分はコンクリート張りでその面積は8,574平方メートル、またそのほかの浅い部分は芝生となっており、その面積は中段部が1,750平方メートル、上段部が2,825平方メートルであります。この調整池は平成15年8月5日の雷雨時の2時間の降雨量が122ミリのときが過去最高の水位で、そのときは特に調整池東側周辺において道路冠水などの被害が発生いたしました。この浸水対策を講じるため、平成15年に城北地区排水対策のための調査を実施し、翌平成16年度より排水対策事業を実施しているところでございます。平成16年度は調整池の東側地区より調整池に直接流入するボックスカルバートを布設し、あわせて調整池東側の都市計画道路の側溝を増設し、平成17年度には城北3丁目、城北6丁目、駅東通り3丁目地内の都市計画道路の側溝を増設するなど、流量のアップを図ってまいりました。この結果、先般5月20日に64ミリの雷雨のときには一部に約10センチ程度の道路冠水が見られましたが、特に被害の通報はありませんでした。

議員のご質問の調整池容量をふやせないかとのことについてでございますが、調整池の容量をふやすためには現在芝生となっている部分の掘削等が考えられます。一方、芝生部分は周辺住民の希望もあり、広場として利用できるように芝生にしているとのこともあり、上段部分が現在開放されております。このようなことから、今後集中豪雨時の貯水状況を計測して調整池の容量をふやすかどうかを検討してまいりますので、議員におかれましてはご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

## 再質問

城北地区の調整池ですが、容積をふやすのはなかなか難しいというのは理解いたしました。しかし、対策済みで工事が終わって調整池の東側にボックスカルバートを入れたということでございますが、実際この前被害の届け出がなかったと部長おっしゃいましたが、消防団も出動しております。ちょうど1分団2部の消防のポンプ小屋の前でございます。被害の届け出がなかったから被害がなかったというのはちょっといかがなものかなというふうに個人的に思うのですが、効果が薄いところに関してはやはり改修をしていただければというふうに思いますので、お願いいたします。

実際水害対策、きのう生井議員と関議員が質問された中で抜本的な解決、これはすぐにはできないとの答弁がございました。それならば、それまでの応急対策として例えばこの前の日曜日に行われた水防訓練、この中で土のうの代用品として連結水のうというのが使われておりました。これはバナナポートみたいな形をした土のうの代用品で、都市型水害に対応するものだそうですが、消防長、連結水のうについてご説明してください。それと小山市に幾つ配備されているのかを教えてください。お願いいたします。

答弁

◎山崎消防長

連結水のうは水をもって水を制するというような水防用具で活用されていますが、当消防本部では平成 14 年に初めてどういうものだろうということで試験的に買ったわけです。長さはごらんのように約 5 メーターで下が 1 メーター、2 段になっていまして上が 58 センチというようなものであります。入り口が 2 カ所ほどありまして、30 センチの入り口が 2 カ所ほどありまして、そこへ消防ホースで水を入れるというようなものであります。水を抜けば重さは 40 キロぐらいなので、大人 2 人であれば駆け足で持っていけるかなというふうには思うのですが、これを設置する場合、一たん水が出ているときにはちょっと難しいのです。流れてしまい、物が強化ビニールと特殊合成ゴム、いわゆるゴムボートで使っているような材料でありますので、水が出ているときにそれを設置するとなるとなかなか難しい。設置する場合にはまだ水が出ないうちに一応浸水するであろうという箇所へ設置しておいて、つくってしまうというのが一番無難です。土のうの場合には水が出ていても上からどんどんやればできるのですけれども、その辺の設置するときが若干連結水のうは難しいかなというようなことであります。

5 メーターですから、間口が 10 メーターであれば二つ、15 メーターという場合には三つということで、連結するにはごらんになったかと思うのですが、凸レンズの凸と凹というような形でくっつけながらやっていくような形なのです。高さ的には土のう 3 段分という形の高さであります。一応金額的に一つ 50 万ぐらいするものですから、どういうところへつけようかということで一応試験的に購入して、これで対応するところが出てくればと後から要望しておこうかなというふうに思っています。そのほかの土のうにかわるものとして、最近では軽い吸水性、大人のおむつの代用品とありますが、そういう土のう、フルコンではなくてそういう吸水性のあるものはあるのですが、非常に高価だと。それと今度は水が引いたときに、それが産業廃棄物になるというようなことも考えられるので、やっぱり連結水のうか今のところは土のうかなというふうには思っているところです。以上でございます。

## 5. 遊園地の跡地利用

小山遊園地跡地の利用についてお伺いいたします。小山遊園地に関しては私と同世代以上の人で関東地方に住んでいた方であれば、「小山、ありゃま、小山ゆうえんち」のフレーズをテレビコマーシャルとともに認知度が高い遊園地で、現在複合型のショッピングセンター、ららぽーとになった船橋の遊園地と同様に地元だけでなく、関東に住むたくさんの人々が土曜日、日曜日、そしてゴールデンウィークなどに訪れた遊園地でございます。一時閉園され、部分再開されたときには小山市民だけではなく、懐かしがって他市からも遊びに来ていただいたのを覚えております。私個人的なことですが、今の自宅に引っ越す前の地番は遊園地と 1 番地違いで、個人的にも非常に親しみがあります。さらに、小山市民にとって思い出の詰まった遊園地がなくなってしまったことは、非常に残念でありました。しかし、今回 3 万 6,800 平米の敷地に複合型ショッピングセンターが計画され、小山市で

掲げる人と企業を呼び込む施策の一つになって、小山市の活性化につながることを期待して質問いたします。

跡地に関しましては、郡山に本社を持つヨークベニマルが取得されましたが、ヨークベニマルが出店するに当たり、小山市に対しどのような申し入れがあったのか、お伺いいたします。また、その計画に対して、小山市からヨークベニマルにどのような要望したのか。内容についてお伺いいたします。

最後に、ヨークベニマルが出店するに当たって、小山市に対する影響が相当あると考えられます。例えば喜沢、若木町の国道4号、市道15号線への道路交通の影響、渋滞や路上駐車、小山駅からのアクセスの問題、また西口商店街に及ぼす影響などがありますが、その対策についてお伺いいたします。簡潔な答弁をお願いいたします。

## 答弁

### ◎ 市村企画財政部長

小山ゆうえんちの跡地につきましては、株式会社ヨークベニマルが土地を取得し、大型店の出店を計画しているものであります。現在の大型店計画の概要は、12ヘクタールの敷地に店舗面積3万6,800平方メートル、駐車場2,500台の大型店を整備する計画であります。事業者からの相談については、小山市には大型店建設に対する事前相談があり、県には大規模小売店舗立地法による届け出の事前相談がされております。計画に伴い、事業者に対し、市からの要望につきましては、本年1月5日に小山ゆうえんちに対し、観覧車やメリーゴーラウンドなど小山ゆうえんちの顔として広く市民に親しまれてまいりました遊園地施設の一部を残していただきたい旨の要望をしております。さらに、5月12日に株式会社ヨークベニマルに対し、交通渋滞緩和対策や安全対策などに取り組むよう要望及び意見書を提出しております。

出店による影響と対策につきましては、出店により国道4号の渋滞が予想されますので、その渋滞緩和策を現在事業者と宇都宮国道事務所などの道路管理者及び警察などとともに協議をしている状況であります。また、出店により小山駅西口の商店街やロブレなどの影響が予想されますので、関係者の方々からの要望を伝えるとともに、現在進めている中心市街地の活性化事業、街なか居住の推進事業及びまちの駅整備事業などにより、中心市街地の活性化に積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

## 再質問

ヨークベニマルが出店されることによって、市内全体の経済の発展につながると思います。経済効果はどのようなものがあるか、お伺いしたいと思います。それと、多分昭和50年前後小山ゆうえんちが最盛期だったころよりも渋滞は激しいと思います。先ほどご答弁いただいたように今国道事務所とのすり合わせをしているということですが、それに関してはいろんな観点から柔軟に対応していただければと思います。とりあえず経



済効果、どのようなものがあるかお伺いたします。

**答弁**

**◎市村企画財政部長**

出店に伴う経済効果につきましては、まず第1に今までの説明を受けた中では従業員の地元雇用が挙げられると思われまます。総従業員数約 1,000 名程度、これよりも多くなるということもあると思ひますが、管理者、店長以外はできる限り地元の採用ということで聞いております。それと今まで遊園地という形でありましたけれども、今度は店舗という形で建物が建築されますので、固定資産税の増収があるものと考えられております。これに伴いまして、さまざまな先ほど言ひましたように中心市街地の問題とかいろいろ起きてきますけれども、それらについてはまた別途対応していきたくて考えております。先ほど答弁申し上げましたように交通渋滞、また交通安全、それといろいろ生活上の安全等の問題もありますので、関係機関と十分協議いたしまして対応策は考えていきたくて思ひております。